

公益財団法人 浄土宗ともいき財団

役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浄土宗ともいき財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費、日当等を含む）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬)

第3条 理事長及び専務理事には、その職務の対価として、月額報酬を支給することができる。その他の役員等に対しては、別表のとおり支給することができる。

2 理事長及び専務理事に支給する報酬は、別表のとおり支給することができる。月額報酬については、各々の職務を勘案して理事長が理事会の承認を得て決める。

3 理事長及び専務理事が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。理事長及び専務理事が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

- (1) 就任及び辞任又は任期満了により退任したとき
 - (2) 解任または解職されたとき
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(月額報酬の支給日・支払方法)

第3条の2 月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程に準ずる。

(費用)

第4条 役員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費、日当等を含む）を職員の旅費規程に準じて支給することができる。

3 理事長及び専務理事には、通勤手当を職員の賃金規程に準じて支給することができる。

（規程の変更）

第5条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（平成27年2月24日）から施行し、第2条、第3条、第4条の規定は平成27年4月1日より適用する。

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（平成27年6月4日）から施行する。

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（平成28年10月31日）から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（平成29年2月9日評議員会議決）

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（平成29年6月5日）から施行する。

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（令和3年3月15日）から施行する。

附 則 この規程は、評議員会の決議の日（令和4年3月16日）から施行する。

【別表】報酬基準

理事長及び専務理事の報酬基準

理事長：年間総額830万円の範囲内で支給する

専務理事：一人あたり年間総額670万円の範囲内で支給する

理事長及び専務理事以外の役員の報酬基準

理事会及び評議員会並びに監査会出席の都度、報酬として1人一律5,000円（税別）

評議員の報酬基準

評議員会出席の都度、報酬として1人一律5,000円（税別）